

職業訓練コース説明会



9月28日(月)開催

主催: 徳山公共職業安定所

日時 令和8年9月28日(月) 14:00 ~ 15:10 開場受付 13:30 ~
(予定時間は前後する場合があります。)

場所 周南市役所 1階多目的室

内容 職業訓練施設より直接、訓練コースの説明を行います。
話を聞いてみるだけでも可! 気軽にご参加ください!

訓練コース	訓練施設
施設および施設内訓練の概要	ポリテクセンター山口
CAD/CAM短期コース	山口県立東部高等産業技術学校
Webデザイン・企画広報実践科	YICキャリアデザインセンター
経理事務FP科	ビジネススクール・オカモト

定員 事前予約制 20名 *応募状況によっては、定員を増員することがあります。

申込方法 来所申込み ⇒ 参加申込書を、ハローワーク徳山 1階 受付へご提出ください。
電話申込み ⇒ ☎ 0834-31-1950「訓練コース説明会の件」とお伝えください。

留意事項 ※ 求職活動実績となりますので、雇用保険受給中の方は、
雇用保険受給資格者証をご持参ください

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——



職業訓練の詳細情報はこちら→



氏名	電話番号	求職番号 (番号のある方)

※切取らずにお持ちください。

職業訓練を受講される方へ

雇用保険受給者の方で、早期の就職を目指しており、かつ公共職業安定所長が公共職業訓練の受講を特に必要と認めた方に対して、公共職業訓練の受講あっせん（受講指示）を行います。

ただし、受講あっせん（受講指示）を行う場合に、**訓練が開始される日時点での、基本手当の支給残日数に関する条件**があります（下記参照）ので、相談ください！

- 【受講あっせん（受講指示）のメリット】
- ① 所定給付日数分の支給が終了した後も、**訓練終了日まで基本手当が支給**されます！
 - ② 訓練を受講した日について、1日 500 円の**受講手当が支給**されます（40 日分まで）！
 - ③ 訓練施設に通うための**交通費（通所手当）が支給**されます！
 - ④ 給付制限期間中であっても、訓練受講開始日以降の期間について、原則として**給付制限が解除され基本手当が支給**されます！

訓練入校日において、基本手当の支給残日数が、原則として下の表の日数以上あることが必要です。

所定給付日数		90	120	150	180	210	240	270	330
残日数(以上)	給付なし	1	1	31	61	71	91	121	181
	給付あり	31	41	51	—	—	—	—	—

※令和7年4月以降に**リ・スキリングのために**教育訓練を受けた・受けており、**給付制限が解除された場合であっても、上記表においては給付制限がある場合の支給残日数で判断**されます。

（例）所定給付日数90日 自己都合による退職のため給付制限あり。
リ・スキリングのため給付制限解除。必要な残日数は31日以上！